

# 筑西市森林整備計画

計画期間 自 平成24年4月 1日  
至 平成34年3月31日

茨 城 県  
筑 西 市

# 目 次

## I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

### 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法
- 3 その他必要な事項

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 1 効率的な森林施業を森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
  - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
  - 3 作業路網の整備に関する事項
  - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
  - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
  - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
  - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防，火災の予防，その他森林の保護に関する事項
  - 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法
  - 2 鳥獣による森林被害対策の方法
  - 3 林野火災の予防の方法
  - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
  - 5 その他必要な事項
- Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項
  - 1 保健機能森林の区域
  - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法
  - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
  - 4 その他必要な事項
- Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項
  - 1 森林経営計画の作成に関する事項
  - 2 生活環境の整備に関する事項
  - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
  - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
  - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
  - 6 その他必要な事項

## I 伐採，造林，間伐，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は茨城県のほぼ西部に位置し，北側は栃木県真岡市，南側はつくば市，下妻市，東側は桜川市，西側は結城市に面している。

本市は，概ね東経 $139^{\circ}54'$ から $139^{\circ}58'$ で，北緯 $36^{\circ}15'$ から $36^{\circ}22'$ にある。

本市における土地利用の状況は，総面積 $20,535$ haの内，民有林面積は $946.65$ haで総面積に占める割合は $4.6\%$ で県平均よりかなり下回るものとなっている。また，人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし，住民意識の面では，良好な環境の中で“ゆとり”と“うるおい”のある生活を求める方向が強まっていることとあわせ，森林の持つ水源の涵養，山地災害防止，快適環境の形成等の公益的機能の重要性がますます高まってきていることから，本市においても人工林の間伐及び住宅地周辺の森林の整備を住民と一体となって積極的に推進することとする。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては，森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため，生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ，適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

これらを実現していくため，地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上，重視する機能に応じた森林の区分を「水源涵養機能」，「山地災害防止機能／土壤保全機能」，「快適環境形成機能」，「保健・レクリエーション機能」，「文化機能」，「生物多様性保全機能」，「木材等生産機能」と位置づけた森林整備を推進し，望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

##### (ア) 「水源涵養機能」における森林整備

地域の用水源として重要なため池，湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は，水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

##### (イ) 「山地災害防止機能／土壤保全機能」における森林整備

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など，土砂の流出，土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は，山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

##### (ウ) 「快適環境形成機能」における森林整備

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって，騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置，気象条件等からみて風害，霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は，快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

(エ) 「保健・レクリエーション機能」における森林整備

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

(オ) 「文化機能」における森林整備

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

(カ) 「生物多様性保全機能」における森林整備

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

(キ) 「木材等生産機能」における森林整備

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者や森林組合等をはじめとする森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、森林施業の団地化、林業担い手の育成、高性能林業機械の導入促進、国産材の流通・加工体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を計画的かつ総合的に推進するものとする。

#### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業事業体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

#### (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

##### ア 林業事業体の体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、森林施業の受委託等により地域が一体となって事業量の安定的確保に努めるとともに、雇用の安定化、経営の合理化、多角化、事業の協同化、組織・経営基盤の強化を長期的展望のもとに推進することにより、林業事業体の体質強化を図る。

##### イ 林業従事者の養成・確保

林業従事者の養成及び確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保に努め

るとともに、育林から伐採にわたる幅広い技能の習得を通し、通年就労対策を促進する。

ウ 林業後継者の育成

林家の後継者が林業への関心を持ち続け、林業に就労しうる環境を醸成するとともに、林業研究グループ等若手林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成するものとする。

エ 林業経営の安定

林業後継者が安定した林業経営を維持できるように、特用林産物生産等の複合経営の導入や生活環境の改善等に努めるものとする。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとし、機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等、機械作業システムを推進するとともに、機械作業に必要な路網等の施設の整備や施業の団地化を促進するものとする。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域の製材所から大手製材会社まで様々なユーザーに原木を安定的な供給ができる広域的な木材供給拠点の整備を推進するものとする。

また、地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の設備の近代化等を推進するものとする。

特に間伐材、スギ等の一般材の生産の増加が見込まれる地域にあっては、小中径木加工工場の整備を促進するものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	40年	45年	40年	15年	15年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏ま

え、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材績にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

### 3 その他必要な事項 該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ
-----------	--------------------------

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業改良指導員又は市町村の林務担当部局に相談すること。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の標準的な方法

樹種	仕立方法	植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立	3,000 ~ 3,500	
ヒノキ	密仕立	3,500 ~ 4,000	
マツ	密仕立	5,000 ~ 6,000	

注)上記の範囲を超えて植栽する場合は、林業改良指導員又は市町村の林務担当部局に相談すること。

### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>地拵えは、「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とする。</p> <p>「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に集積するか、谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に取りのぞくものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。</p> <p>「筋刈り地拵え」は、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図るもので、平坦地または傾斜地では、作業の効率化のため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。</p> <p>また、地力の低下が著しいと考えられる場所には、雑草木類や末木枝条を散布する「枝条散布地拵え」とする。</p>
植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）に適した樹種又は品種を選定し、植え付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植え付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意するものとする。</p> <p>植え付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待つて植え付け、また、植え付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにするものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は苗木の成長開始直前の4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。</p> <p>しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植え付け労務の不足などのやむを得ない場合は、秋植えとする。</p> <p>ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、適確な更新を図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スダジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全樹種	1 ha当たり10,000本以上

## 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	萌芽更新による場合、発生状況を考慮して行う。

### イ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、早期に更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業等の実施を検討するものとする。天然更新が困難な森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うにあたっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新するものとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 該当なし

### 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

#### (1) 更新に係る対象樹種

##### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

##### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

#### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるよう更新する。

### 5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法，その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法  
別表1のとおり
- 2 保育の種類別の標準的な方法  
別表2のとおり
- 3 その他必要な事項  
該当なし

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

地域の用水源として重要なため池，湧水地，溪流等の周辺に存する森林，水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として，下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし，伐期の間隔の拡大，伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

森林の区域については，別表2により定めるものとする。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止機能，土壌の保全の機能，快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林であると見込まれる森林について，天然地形界等を区画して定めるものとする。

ア 区域の設定

次の①～③の森林など，森林の有する土地に関する災害の防止機能，土壌の保全の機能，快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

- ① 森林の有する土地に関する災害の防止機能，土壌の保全の機能の維持増進を図る森林土砂崩壊防備保安林，土砂流出防備保安林，なだれ防止保安林，落石防止保安林や，砂防指定地周辺，山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林，山地災害防止機能の評価区分が高い森林等
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林  
市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林，風害，霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林，生活環境保全機能の評価区分が高い森林等
- ③ 保健機能の維持増進を図る森林  
保健保安林，風致保安林，都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区，都市計画法に規定する風致地区，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健

・教育的利用等に適した森林，史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林，保健文化機能の評価区分が高い森林等

## イ 森林施業の方法

森林施業の方法として，地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業，風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業，憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業，美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため，次の①～③の森林のうち，これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については，択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については，択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また，適切な伐区の形状・配置等により，伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は，長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし，主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに，伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については別表2により定める。

- ① 地形が傾斜が急な箇所，傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水，地中水の集中流下する部分をもっている箇所，地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所，基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所，破碎帯又は断層線にある箇所，流れ盤となっている箇所，土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所，土層内に異常な滞水層がある箇所，石礫地から成っている箇所，表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林，市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林，気象緩和，騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼，瀑布，渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林，紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの，ハイキング，キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち，保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林，林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林，木材生産機能の評価区分が高い森林で，自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について，木材等生産機能の維持増進を図る森林を下表により定めるものとする。

この際，区域内において1の機能と重複する場合には，それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

### (2) 森林施業の方法

森林施業の方法として，木材等林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給するた

め、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

表－1

区 分		森林の区域		面積 (ha)
		林 班	小 班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林		19, 20, 22, 23, 24 26, 27, 28, 29, 30 31, 32, 34, 35, 38 39, 42	全小班	528. 51
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
	快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
	保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	25, 33, 36, 37, 40 41, 43	全小班	159. 51
木材等生産機能の維持増進を図る森林				

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

表－2

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		—	—
長伐期施業を推進すべき森林		—	—
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

- 3 その他必要な事項  
該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針  
森林所有者の意向，森林組合等林業事業体の状況，市場の動向等を的確に把握する体制を整備し，相互の情報提供と活用を図ることにより，森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に不在村森林所有者には，相談会の開催等を通じ，施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。また，長期の施業等の委託が円滑に進むよう，施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策  
森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ，森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成，施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供，助言及びあっせん，地域協議会の開催による合意形成，森林の経営の受託，森林の信託，林地の取得等の方法等，森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項  
該当なし
- 4 その他必要な事項  
該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針  
森林施業の共同化のため，森林所有者間の合意形成を図り，施行実施協定の締結を推進する。  
本市における民有林の所有形態は，ほとんどが5ha未満の小規模所有である。一方で，森林所有者の高齢化や労働力不足，さらには林業経営に対する意欲の低下等により，森林所有者個人に計画的な森林施業を全て委ねることは困難な状況となっている。  
このため，本市においては，県及び林業事業体等と連携し，小規模森林所有者の森林施業の共同化及び林業事業体等への長期的な施業委託等の推進を図ることとする。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策  
森林施業の共同化を促進するため，必要性を指導し，施業実行への参画を呼びかけていく。  
市が推進役となり，県と連携し，地域説明会や普及啓発活動等を行うことにより，森林所有者の合意形成を図り施業の共同化を促進する。特に，間伐については，施業の集約化に努めるものとする。また，必要に応じて施業実施協定制度を活用することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ア 作業道や土場などの施設の設置，維持管理，利用についてあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 労務の分担，相互提供，施業委託及び種苗等共同購入などの方法についてあらかじめ明確にしておくこと。
- ウ 森林施業の共同化の実効性を担保するための措置を明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 ( 0° ~15° )	—	—	—	—
中傾斜地 (15° ~30° )	—	—	—	—
急傾斜地 (30° ~35° )	—	—	—	—
急 峻 地 (35° ~ )	—	—	—	—

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
—	—	—	—	—	—

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

- ア 基幹路網の作設にかかる留意点  
該当なし
- イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字, 林班等)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区域 面積)	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 開設拡張別に口座を設けて記載し，延長及び箇所数を集計するとともに，開設については総数を記載する。

2 拡張にあたっては，舗装又は改良の内容を（ ）を付して併記する。

3 区分欄には林業専用道の開設等の場合その旨記載する。

4 支線及び分線については，同一欄にまとめて記載できるものとし，その場合，路線名には主たる支線名等  
他「○○支線他」と記載するとともに，備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。

5 利用区域の面積は，当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

6 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は，備考欄に記載する。

- ウ 基幹路網の維持管理に関する事項  
該当なし

(2) 細部路網に関する事項

- ア 細部路網の作設に係る留意点  
該当なし
- イ 細部路網の維持管理に関する事項  
該当なし

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
—	—	—	—	—

ア 施設の種類欄は、木材等の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設（山土場、機械保管庫、土捨場）の名称を記載する。

イ 対図番号欄は、ダイヤ1から一連の番号を記載する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市における林業従事者は、農業や木材製造業、建設業など他産業との兼業者がほとんどであり、林業の経営基盤である森林面積の減少と並びに、若齢林が多いため生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多いため、森林施業の共同化等を通じて合理化を進めるとともに、農業など他産業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、生産基盤整備による生産コストの低減及び労働強化の低減を図ることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

オペレーター養成にあたっては、当面行政機関、メーカー等が行う各種研修会、講座等へ派遣することとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材		チェーンソー チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ チェーンソー、プロセッサ
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー、 刈払機 自動枝打ち機

※1 作業の種類欄には、必要に応じて、伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。

2 現状及び将来欄には、林業機械名を記載する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
—	—	—	—	—	—	—	—

※1 施設の種類の欄には、生産施設については、ほだ場、山菜園等の、流通施設については、原木市場、貯木場等の、加工施設については、製材工場、木材チップ製造工場、木製品製造工場、山菜加工施設等の、販売施設については、展示場、木製品の販売所等の名称を記載する。

2 位置欄には、集落名を記載する。

3 規模欄には、年間生産量等を記載する。

4 対図番号欄には、1 から一連の番号を記載する。

### Ⅲ 森林病虫害の駆除及び予防，火災の予防，その他森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

##### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫被害対策については，茨城県松くい虫被害対策事業推進計画に沿って，空中散布，地上散布，伐倒駆除等及び樹種転換等を総合的に実施し，早期終息に努め，森林の有する公益的機能の高度発揮を確保するものとする。

気象災害については，凍害等の発生を回避するための指導に努めるものとする。

風害・干害，病虫害等から森林を守るため，県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながらその防除に努めることとする。

##### (2) その他

該当なし

#### 2 鳥獣による森林被害対策の方法

ウサギ，ノネズミによる幼齢木の被害については，森林保全巡視員等による巡回を徹底し，早期発見及び早期防除に努める。

#### 3 林野火災の予防の方法

林野火災については，山岳地域から平地林にかけて広く発生している。山火事等による森林被害を防止するため，林内歩道の整備を図りつつ，山火事警防等を適時適切に実施する。また，地域への入込み者に対して森林保護の啓蒙に努めるものとする。

#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため，火入れを実施する場合は，市長あてに申請し，許可が必要となる。

#### 5 その他必要な事項

##### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域		備考
林 班	小 班	
41	87 ～ 163	
42	1 ～ 96	
43	2 ～ 83	

##### (2) その他

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

###### 保健機能森林の区域

森林の所在			森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林班	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
嘉家佐和 野殿	1	1~148	35	8	27				
	2	1~87	13	3	10				
古里	38	14, 15 16, 19	5.55		5.55				

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法 造林, 保育, 伐採その他び施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	択伐を原則とする。 伐採後は速やかに, 植栽又は更新作業を行うこととし, 2年以内に更新を完了するものとする。
植栽 保育	植栽は, できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。 雑草木類の繁茂状況に応じ毎年1回以上行うものとする。

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

###### (1) 森林保健施設の整備

該当なし

###### (2) 立木の期待平均樹高

該当なし

###### 森林保健施設の整備

施設の整備
—

##### 4 その他必要な事項

該当なし

#### V その他森林の整備のために必要な事項

##### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり, 次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び

Ⅱの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項  
該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項  
該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

(1) 施設の名称

(2) 位置（必要に応じて図示）

(3) 規模（全体の面積及び遊歩道、林間広場、管理棟、キャンプ場、学校林等の具体的施設名とその規模）

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
—	—	—	—	—	—

- ※ 1 施設の種類欄には、「〇〇の森」というような大枠な施設の名称を記載する。  
2 位置欄には、集落名等を記載する。  
3 規模欄には、2の全体の面積及び遊歩道、林間広場、管理棟、キャンプ場等の具体的施設名とその規模を記載する。  
4 対図番号欄には、1から一連の番号を記載する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

近年、森林や緑に対する住民の関心は高まりをみせつつあり、森林環境教育・健康づくりの場として、幅広い森林利用を推進するとともに、地域活動による森林の保全整備や緑の募金への協力などの取り組みを推進していく。

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項  
該当なし

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策  
該当なし

(4) その他  
該当なし

6 その他必要な事項

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積 (ha)	備考
—	—	—	—	—

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行わなければならない。

別表 1

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中径材生産	3,000	15~25	20~35	25~40	—	平均樹高約11m, 平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し, 本数間伐率約20~25%程度で3回実施する。1ha当たり4,000本植栽の場合, 主伐時本数は約1,200~1,500本程度となる。 中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢を越える森林は15年に1回, 標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。
	一般大径材生産	~3,500	15~25	20~30	30~40	40~55	平均樹高約11m, 平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し, 成長初期は肥大成長をおさえるよう弱度の間伐(本数間伐率20~25%)で密度を保ち, 第2回目以降やや強い間伐(30~35%程度)で林木を疎立させる。  1ha当たり4,000本植栽の場合, 主伐時本数は約600~700本程度となる。	
	良質材生産		15~30	20~35	—	—	10.5cm角以上で長さ3m以上の無節心持柱材を生産目標とし, 樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし, 平均樹高約11m, 平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し, 中庸より高い密度(本数間伐率25~30%)を保つように間伐を実施する。  1ha当たり4,000本植栽の場合, 主伐時本数は約2,000本程度となる。	
ヒノキ	一般材生産	3,500 ~4,000	20~30	25~40	35~50	—	平均樹高約11m, 平均胸高直径約15cmで, 初回間伐を実施し, やや高い密度(本数間伐率30~35%)を保てるように3回間伐を実施する。  1ha当たり4,000本植栽の場合, 主伐時本数は約700~800本程度となる。	標準伐期齢を越える森林は15年に1回, 標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。

別表2

保育の種類		下刈り		つる切り		除 伐		枝 打 ち	
樹 種		ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ	ス ギ	ヒノキ
実 施 林 齢 ・ 回 数	1	1	1						
	2	1	1						
	3	1	1						
	4	1	1						
	5	1	1						
	6	1	1					1	
	7	1	1	1	1				1
	8								
	9					1	1	1	
	10								1
	11			1	1				
	12							1	
	13					1	1		1
	14								
	15							1	
	16								1
	17								
	18							1	
	19								1
	20								
	21								
	22								1
		雑草木類の繁茂状況に応じて適期に造林後、毎年1回以上行うものとする。下刈りの終期は、おおむね7年生とし、林木の生育状況・雑草木類の繁茂状況に応じて適正に行うものとする。		つる類の繁茂状況に応じて行う。		除伐の対象木は、材木の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。		経営の目的・樹種の特性・地位及び地利等を考慮するものとする。	